

評価及び配慮度の基準

各個別事業については、下記の基準をもとに評価した。

また、事業を実施するにあたっては、配慮すべき項目を設け、その「配慮度」も判定した。

「評価」の基準

＊事業全体の評価は右の「配慮度」も参考にした

・ 十分な成果を上げた （目標の9割以上）	A
・ ある程度の成果を上げた （目標の7～8割程度）	B
・ 目標の5割程度の成果に留まった （目標の5～6割程度）	C
・ 目標を大幅に下回る結果となった （目標の4割以下）	D
・ 新型コロナウイルスの影響ですべての 事業が実施できなかった	—

「配慮度」の基準

配慮項目	十分な配慮 が出来た	もう少し配 慮が必要 だった	配慮が出来 なかった
1. 女性・男性双方にとって、利用・参加しやすい配慮をしたか （開催時間・託児所の配置等）	○	△	×
2. 講座や研修の開催にあたり、男女共同参画社会への理解が深まるような配慮をしたか（演題や内容の配慮等）			
3. 広報紙・チラシなどの表現に、男女平等を配慮したか （男女共同参画への理解が浸透するよう、広報紙等の内容の再構成をしたか）			
4. 啓発や周知、事業実施の際に、男女共同参画への理解が深まるような配慮をしたか（「固定的性別役割分担」や「差別的慣習」の解消等）			
5. 事業実施者と関係機関等の連携は適切であったか （地区公民館、学校、事業主、老人クラブ、シルバー人材センター等）			

＊配慮度に該当しない事業の場合は、— の表示で記載してください。